資料1

令和7・8年度島田市社会教育委員　名簿

令和7年5月1日現在

NO	氏名	性別	選出根拠	活動履歴など	任期数	委嘱初年月日	備考
1	鈴木　美香	女	家庭教育の向上に資する活動を行う者	学校図書館支援員 東海道金谷宿大学教授 元ペアレントサポーター	4期目	令和元年5月1日	
2	中村　吉哉	男	学校教育の関係者	子ども会連合会会長 元川根小PTA役員	4期目	令和元年5月1日	
3	萩原　淑恵	女	学校教育の関係者	元公立小中学校校長 元はつくら寺小屋支援員	4期目	令和元年5月1日	
4	西田　正鋭	男	社会教育の関係者	福祉課学習サポート事業 コーディネーター 元県社会教育委員 元初倉公民館長	3期目	令和3年5月1日	
5	大畑　健実	男	学識経験者	博士（学校教育学） 京都女子大学講師 元公立小学校校長	1期目	令和7年5月1日	
6	杉山　里恵	女	家庭教育の向上に資する活動を行う者	子育て育児サポーター 元ペアレントサポーター 元家庭教育推進グループ代表	1期目	令和7年5月1日	
7	杉本　美智子	女	学校教育の関係者	島田市主任児童委員 元公立小学校校長	1期目	令和7年5月1日	
8	眞部　和徳	男	市民公募	放課後児童クラブ補助支援員 ジュニア防災士講座講師 元小山町社会教育委員	1期目	令和7年5月1日	
9	河村　晴夫	男	市民公募	六合コミュニティ委員会会長 島田市公務災害補償等認定委員長 民間こども園評議員	1期目	令和7年5月1日	
10	松浦　優子	女	家庭教育の向上に資する活動を行う者	島田市子育て支援ネットワーク 会長	1期目	令和7年5月1日	

資料２－１

○社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第十三条　国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（昭三四法一五八・全改、昭五八法七八・平二法七一・平一一法一六〇・平二〇法五九・一部改正）

（社会教育委員の設置）

第十五条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

２　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正）

第十六条　削除

（平一一法八七）

（社会教育委員の職務）

第十七条　社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一　社会教育に関する諸計画を立案すること。

二　定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三　前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

２　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

３　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正）

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条　社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正）

資料２－２

○島田市社会教育委員の設置等に関する条例

平成17年５月５日
条例第150号
改正　平成20年３月28日条例第54号
平成26年３月31日条例第14号
（題名改称）

（趣旨）

第１条　この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第１項及び第18条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の設置、定数、任期その他必要な事項について定めるものとする。

（平26条例14・全改）

（設置）

第２条　島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、附属機関として委員を置く。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) 市民

３　教育委員会は、前項第５号に掲げる者を委員に選任するときは、公募の方法により行うものとする。

（平26条例14・追加）

（定数）

第３条　委員の定数は、10人以内とする。

（平26条例14・旧第２条繰下）

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　教育委員会は、委員に欠員を生じた場合は、補欠の委員を委嘱しなければならない。この場合において、委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平26条例14・旧第３条繰下・一部改正）

（解嘱）

第５条　教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

（平26条例14・追加）

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、会議その他運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（平26条例14・旧第４条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年５月５日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日以後、最初に選任される委員の任期は、第３条の規定にかかわらず、平成19年３月31日までとする。

３　榛原郡川根町の編入の日（以下「編入日」という。）以後最初に社会教育法第15条第２項の規定により委嘱される委員の任期は、第３条第１項の規定にかかわらず、当該委嘱された日から平成21年３月31日までとする。

（平20条例54・追加）

４　編入日から平成21年３月31日までの間における第２条の規定の適用については、同条中「10人」とあるのは、「11人」とする。

（平20条例54・追加）

附　則（平成20年３月28日条例第54号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月31日条例第14号）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第15条の規定による改正前の社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第２項の規定により委嘱されている社会教育委員は、施行日に改正後の第２条第２項の規定により社会教育委員として委嘱されたものとみなす。

資料２－３

○島田市社会教育委員会議規則

平成17年５月５日
教育委員会規則第17号

（趣旨）

第１条　この規則は、島田市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

（議長及び副議長）

第２条　委員は、議長及び副議長各１人を互選する。

２　議長及び副議長の任期は、１年とする。

３　議長及び副議長は、再任されることができる。

第３条　議長は、会議の議事を整理する。

２　副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠員のときはその職務を行う。

（会議）

第４条　会議は、必要に応じ、議長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

（その他）

第５条　この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成17年５月５日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日以後、最初に選任される議長及び副議長の任期は、第２条第２項の規定にかかわらず、平成18年３月31日までとする。

資料３

令 和 ７ 年 度

島田市教育の施策の大要

島田市教育委員会

令和７年４月

令和７年度　島田市教育の施策の大要　抜粋

令和７年度　島田市の教育方針

新型コロナウイルス感染症の位置付けが２類から５類に移行し、日々の生活が以前のように戻りはじめてきた。特に、海外からの外国人観光客も増え、マスクを外す日本人も増え、新型コロナウイルス感染症流行前の状況に戻ってきていることを実感できる。学校現場においても、授業中のグループでの話し合い活動や給食時に会話をしながら食事をするという状況が見られるようになった。

教育界では、ＧＩＧＡスクール構想の推進という点において、コロナ禍をきっかけに整備が進んだ１人１台端末の活用が定着し、学習への探究心や自ら学習する態度・意欲を育むための実践が幅広く行われてきた。個人の学習の進度や方法を考慮した学習方法を取り入れたり、希望する欠席児童生徒に対しオンライン学習を取り入れたりするなど、個に応じた多様な学びにつながっている。

また、教職員の働き方改革や学習指導要領への対応が進んでいることから、特に、中学校においては、教科書の改訂に伴い内容が工夫され、ＩＣＴ活用がさらに進むものと思われる。一方、子供の不登校やいじめ問題、多様性への対応等へのきめ細やかな対応が必要になってきている。

島田市に目を向けると、「第２次島田市総合計画 後期基本計画」に基づく市政運営により、「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を目指すまちづくりが着実に進められている。

子供・若者への支援については、児童福祉法が改正され重層的な支援体制の整備が進んでいる。これまで島田市版ネウボラを起点として青少年期まで切れ目のない支援体制を構築してきた本市においては、令和６年度にこども家庭センターが設置され、教育委員会との連携体制が強化されてきており、今後、重層的な支援がさらに進んでいくと期待している。

令和９年度以降の実施を目指している休日における中学生の新たな地域クラブ活動化については、環境が整っているところから推進し、それらを具体的なモデルとしながら順次移行していきたいと考えている。特に、生徒の興味・関心に応じた活動に結び付けられるように、持続可能な体制を整えていくことが必要と考えている。

令和６年４月、島田市内に「静岡県立ふじのくに国際高等学校」が開校した。単位制・３部制等を取り入れた新しい考え方の学校としてその展開が期待される。特に注目すべき点は、探究学習を主体とした授業形態や、令和８年度の導入を目指し準備が進められている国際バカロレア教育など、生徒を取り巻く環境の変化や価値観の多様化に対応した新たな学校が創られていくことである。島田市内高等学校との連携を探る中で、探究学習や国際バカロレア教育の考え方を、本市の教育においても取り入れていきたい。

島田市教育委員会では、平成28年度に「島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会」から今後の道しるべとなる提言を受けた。平成30年度には「島田市教育環境適正化検討委員会」において、子供を最優先にした学校づくりを目指

した提言書が出された。令和元年８月には、学校再編計画を策定し、令和３年４月に湯日小学校と初倉小学校、北中学校と島田第一中学校がそれぞれ統合し、新しい教育活動が順調に進められている。

令和６年４月から島田第一小学校に伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校の児童が登校し、新しい設備を備えた新校舎での教育活動が始まっている。５つの小学校が統合し、新しい島田第一小学校での子供たちの更なる活躍が期待される。

初倉地区の学校再編については、小中一貫教育の推進に向けた一体型施設を設置する方針を定め、具体的な検討・準備段階に入っている。

さらに、旧島田市内の学校については、児童生徒数の減少や校舎の老朽化が進む中、将来に向けた望ましい小中一貫教育の推進体制や通学区の枠組みを検討するための「島田市旧市内小中一貫教育推進検討委員会」を発足させ、今後の在り方について検討を進めている。今後、市長部局とも連携して、今後の方向性を決定していく。

生涯学習の分野においては、令和６年度に、しまだ楽習センターが木材会館クラシカからプラザおおるりに移転し、より多くの方に利用していただけるようリニューアルされたところである。令和７年度は、教育大綱で示されている「市民総がかりで育む　豊かな心と学び」や、第２次島田市生涯学習推進大綱を実現させるため、学校教育の充実と共に、幅広い年齢層及び障害を持つ市民への学習の広がりを重視し、家庭教育を含む生涯学習の充実を推進したい。

スポーツ振興においては、「第２次島田市スポーツ振興推進計画」に基づき、「市民ひとり１スポーツ」を旗印として生涯スポーツを楽しむ市民の増加を目指す。

読書活動の推進においては、市民が本に触れる環境が、デジタル技術の進歩などにより大きく変化している。だからこそ、豊かな人生を送るために読書の意義は高まっているとも言える。こうした中、図書館では、乳幼児から高齢者まで、様々な場面で本に親しむきっかけづくりを工夫している。これからの社会ニーズを捉え、引き続き新たな図書館サービスの形を模索していく。

文化振興、史跡の保存活用については、川越し街道や諏訪原城跡などの活用について、市長部局と引き続き連携を図っていく。

学校教育

○　学校教育における基本的な考え

新型コロナウイルス感染症が５類扱いとなり、学校生活、子供たちの日常生活はもとに戻りはじめている。制限することなく教育活動を実施できるようになり、授業においても対話活動が活発に行われるようになってきた。

令和７年度の学校教育は、「夢育・地育」を基軸に据え、夢や目標を持ち、主体性や自律性、自己肯定感等を高めていけるよう、魅力ある授業づくり、特

６）教育環境を整備する。（教育総務課）

→　計画的に施設、設備及び教材等の整備を進め、児童生徒にとって安全で機能的な学習・生活の場を確保する。

・経年等による劣化が著しい学校施設については、優先順位を定め施設の機能、性能を維持するための改修工事を実施する。
・ＩＣＴ環境の充実に努める。
・教材、教具及び図書資料の充実を図る。
・学校の市費事務職員及び業務員への指導助言を適切に行う。
・初倉地区施設一体型小中一貫校の整備に向けた検討を進める。
・新たな特認校である大津小学校における教育活動が円滑に進められるよう、学校との連携を図りながら推進する。（学校教育課）

社会教育

○　社会教育における基本的な考え

社会の多様化・高度化に伴い、市民一人ひとりが、生涯を通じた学びによって自己実現を図り、地域社会で活躍できる環境づくりが求められている。

市民の心の豊かさにとって欠かせない様々な学びや体験の場を大切にし、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域に愛着をもつ人や地域に関わる人を増やし、「地育」の推進を図りたい。

青少年の豊かな心を育てるために、一定のルールに基づいた規則正しい集団行動や集団生活を行う体験活動を通して、協調性・積極性・豊かな人間性を伸ばし、心身ともに健やかでたくましい青少年の育成を目指していく。また、青少年が地域活動に積極的に参加できるように働きかけていく。

家庭教育については、社会教育委員からの提言を基に、子供と過ごす時間を大切にし、子育てを通じて親が自ら学ぶ場や地域で支える場を充実し、子供の社会的自立を促すための助言を行うとともに支援体制を充実させる。

生涯学習においては、第２次島田市生涯学習推進大綱の定着や充実を図るため、後継者育成や幅広い年齢層の参加を積極的に推進するとともに、関係する市長部局や各公民館等の連携により、学習機会の提供や内容の充実を図る。

さらに、市民の自発的な学習意欲に応えられるよう、図書館や博物館などとの連携をより一層図るとともに、デジタル化を推進し、情報の発信や施設利用の利便性を高める。

◆　基本方針

１）青少年の育成を推進する。（社会教育課）

→　青少年が地域貢献する機会を設け、人に役立つ活動を広げていくことにより社会性を伸ばしていく。

・小学生を対象にした野外体験活動を行う少年育成教室「しまだガンバ！」

の充実を図る。
・ボランティア活動への参加者を増やすとともに、青少年リーダーの養成に努める。
・不登校、引きこもり及びニートなど、困難を有する子供や若者とその家族を支援するため、関係機関との連携を充実させる。
・地域の教育力を活用した寺子屋事業や体験活動などを推進する。
・学校と地域が連携・協働して行う様々な活動を支援するため、地域学校協働本部事業コーディネーターを市内全小中学校へ配置する。

2）子供の成長・発達に合わせた親の学びの機会を充実させる。（社会教育課）
➡ 幼児期の家庭教育の大切さを親が学び、実践する力をつけていく。そのためには、親同士のつながりを大切にし、親同士が学び合う環境をつくる。
・乳幼児を持つ保護者同士がつながりを築き、学びや相談ができる場を設ける。
・就学時健診等における「しまおや講座」や、家庭教育学級の充実を図る。
・乳児から中学生を持つ保護者に向けた各種家庭教育講座を開催し、親力の向上を図る。
・子育て応援課や健康づくり課をはじめとする関係各課との連携を一層深める。
・家族が一緒に過ごし、コミュニケーションを深めることで家庭を振り返る機会となるように「家庭の日」について一層の周知を図る。

3）公民館等の活動の推進を図る。（社会教育課）
➡ 公民館等は、地域文化の交流拠点として、地域住民の学習意欲を高めるとともに、コミュニティなど地域団体と連携し、幅広い年齢層の活動を推進する。
・公民館等で実施する事業や地域主体の自主事業を拡充し、利用者数の増加を図る。
・社会教育施設長連絡会等を開き、情報の共有と活動の進展を図る。
・市民ひとり１生涯学習を目標に、多くの地区住民が参加できる活動を推進する。
・情報格差解消を目的とした公民館講座を開講する。
・管理運営については、その状況を常に把握し、必要に応じて指定管理者への指導を行う。

4）生涯学習を推進する。（社会教育課）
・生涯学び続ける姿勢を育むとともに、「しまだ楽習センター」、「東海道金谷宿大学」の新たな参加者を増やすため、事業の充実と活性化を図る。
・公民館活動等における各種事業による地域文化の充実を図る。

・関係機関が連携して、次世代育成の場を充実する。
・「ふれあい講座」や「フェスタしまだ」など、市民の関心ある事業を推進する（文化振興課との連携）。
・デジタル技術を活用できる人材育成を目的とした講座を開催し、社会教育のデジタル化に対応できる講師等の育成を図る。

5）野外活動センター山の家及び山村都市交流センターささまの運営状況を常に把握し、利活用の促進と地域の活性化を図る。（社会教育課）

6）図書館活動の推進を図る。（図書館課）
→ 図書館資料の充実、レファレンスサービス、おはなし会などを通して市民の図書館の利用促進を図る。
・講座やイベントの開催や、関係部署等との連携事業により図書館の利用促進を図る。
・障害のある人への読書活動支援を進める。
・島田市子ども読書活動推進計画（第四次）に基づき、子供の読書環境の整備や読書機会の提供に努める。
・学校、公民館と連携を密にし、読書環境の充実を図る。
・図書館ボランティアを養成し、図書館、市内小中学校、公民館で活動できるよう支援する。

スポーツ振興

○ スポーツ振興における基本的な考え

第２次島田市スポーツ振興推進計画に基づいて、各種スポーツ施策を展開している。

島田市は、大井川の河川敷をはじめとしたスポーツ施設に恵まれ、日常的にスポーツを楽しむ市民は多い。また、しまだ大井川マラソンinリバティに象徴されるように、スポーツによる交流人口も多い。競技スポーツにおいては、中高校生の活躍も目立ち、スポーツ表彰される市民も多い。

横井運動公園人工芝サッカー場、河川敷グラウンド・ゴルフ場、島田市総合スポーツセンター「ローズアリーナ」など、島田市のスポーツ・レクリエーション環境は充実しているといえるが、島田球場の改修や広大な河川敷グラウンドの維持管理が課題となっている。

ニュースポーツの普及も進んできている。市民ひとり１スポーツを目標に、今後も、より多くの市民がスポーツに親しみ、健康的な生活を営むことができるよう、生涯スポーツを推進していく。

社　会　教　育　課

1　基本方針

市民一人ひとりが、生涯を通じて、学びによって自己実現を図り、地域社会で活躍できるよう、地域の人たちと連携・協働し、各自のライフステージに応じた多種多様な学習の機会を提供するとともに、学びの成果を社会活動に役立てることのできる環境の整備を進めます。

併せて、情報格差を解消し知識を習得するための機会の提供やオンライン講座を開催できる人材育成にも引き続き取り組んでいきます。

少子高齢化や高度情報化社会の進展により、家庭や地域社会を巡る課題は多様化、複雑化しています。このような社会の中で、青少年が心身ともに健全に成長し、社会の一員として自立し活躍できるよう、家庭や地域における教育力を高めていくとともに、青少年が地域活動に積極的に参加できるよう働きかけていきます。

2　基本施策

(1) 生涯学習の推進

ア　第２次生涯学習推進大綱に基づく生涯学習施策の推進

平成31年３月に策定された第２次生涯学習推進大綱の理念の普及を目指します。特に、生涯学習で得られる新たな出会いや交流、生きがい、友達・仲間、幅広い知識の習得等によって心豊かな人生を過ごせるよう、幅広い年齢層の市民へ浸透を図ります。また、令和８年度において、第３次大綱の策定に向け、委員との協議を進めていきます。

イ　公民館・公民館類似施設の運営と活動の推進

地域住民の学びへのきっかけづくりを目的として市民学級や社会教育講座等を開講し、地域への愛着や誇りを高める生涯学習推進の拠点として、地域文化の振興を図ります。市民のニーズに応じた社会教育講座や生きがいづくりや仲間づくりを目的とした市民・高齢者学級を開講します。

また、老朽化により修繕が必要な箇所については、計画的な予算執行による修繕を実施し、各施設の安全性の維持と管理を行います。さらに、施設職員と地域住民との適切な連携により公民館業務の機能強化を図るとともに、地域における市民協働推進の拠点としての役割を担っていきます。

ウ　東海道金谷宿大学事業の運営

東海道金谷宿大学は、「教えたい人（教授）」と「学びたい人（学生）」の両者に活動の場を提供する生涯学習事業であり、令和７年度は90講座の開講を予定し事業を進めます。

年間講座・短期講座の新規の開設及び新規学生の獲得とともに、教授の高齢化に伴う後継者育成は大きな課題となっているため、学生が現教授の講座を引き継ぐ方法や後継者の育成・発掘について引き続き検討していきます。

エ　しまだ楽習センターの運営

「プラザおおるりマネジメントグループ」による指定管理の下、ふれあい講座を開催します。市民目線でのサービス向上を図り、市民の生涯学習の推進に寄与するよう要請・指導に努めます。

オ　野外活動センター山の家の運営

令和５年度から指定管理者として管理運営を行っている「㈱西東」が、「活かす」、「発信する」、「集う」の３つのキーワードを経営方針の軸として、自主事業の開催など施設の有効活用を図ります。引き続き、利用者のニーズを把握し、地域と連携しながら効果的な利活用の促進に努めていきます。

カ　山村都市交流センターささまの運営

平成22年度から指定管理者である地元団体の「企業組合くれば」が管理運営を行っており、体験メニューなどの自主事業や積極的なＰＲ活動を実施しています。

引き続き、青少年の健全育成や文化芸術団体等の活動施設、都市と山村の交流施設、地域活性化の拠点施設としての役割を果たしていきます。

○事務事業評価シートの目標数値

区分		単位	令和７年度 目標	令和６年度 実績
事業の実績（ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ）	公民館等講座開催回数	回	658	676
	金谷宿大学開催講座数	講座	90	87
	しまだ楽習センター講座回数	回	1,000	916
	公民館等修繕工事費	千円	6,535	10,657
	山の家修繕工事費	千円	1,534	14,317
	ささま修繕工事費	千円	16,347	2,080
事業の成果（ｱｳﾄｶﾑ）	公民館等講座参加延人数	人	9,450	9,350
	金谷宿大学講座学生数	人	970	930
	しまだ楽習センター講座参加延人数	人	10,000	9,475
	公民館等利用者数	人	127,900	137,200
	山の家宿泊者数	人	5,000	4,320
	ささま宿泊者数	人	2,100	2,080

＊令和６年度実績は、見込みの数値です。

【令和７年度目標達成プラン】

・第２次生涯学習推進大綱（平成31年３月策定）の考えを周知し、生涯学習の一層の充実を図るため、市民学級や社会教育講座等多様な学びの機会を提供するとともに、後継者育成や若者の参加、並びにデジタル教育を積極的に推進します。

・公民館等社会教育施設の状況を把握し、計画的な修繕の実施により施設機能の維持強化を図り、施設利用者の安全性の確保と利便性の向上に努めます。

(2) 青少年の健全育成

ア　家庭教育の充実

家庭教育については、社会教育委員からの提言「家庭教育の在り方」を基に、親が子育てに悩みを抱え、孤立することがないように、親が自ら子育てについて学ぶ機会を充実させるとともに、地域住民による子育て支援活動をさらに活性化させることで、子供のライフステージにあわせた家庭教育が行われるように支援します。

子供の「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う上で重要な役割を担う「家庭の教育力」の向上を図るため、「初めて０歳児を持つ親の講座」、「幼児・児童を持つ親の講座」、「小・中学生を持つ親の講座」など各年齢層に応じた講座や家庭教育講演会を開催します。

親同士のつながりを大切にし、学び合う機会とするため、小学校での家庭教育学級の開設や、翌年度小学校へ入学する子をもつ親を対象とした「しまおや講座」を開催します。このほか、健康づくり課と連携し、子育ての悩みや不安を抱える親を支援します。

親が安心して子供と参加し、子育ての不安や悩みについて相談できるように、ペアレントサポーターの協力を得て「子育て広場」を開催します。また、ペアレントサポーターが独自に開催する自主講座を支援します。

また、赤ちゃんとその親が中学生と異世代交流する「中学生赤ちゃんふれあい体験講座」を開催し、命や家族の大切さを学ぶとともに、赤ちゃんを抱っこするという体験を通して、将来自分の子供を育てたいという気持ちを育みます。

イ　子供読書活動の推進

島田市子ども読書活動推進計画（第四次）に基づき、家庭や地域における子供の読書活動を推進するため、各家庭教育学級に対して読み聞かせ学習会を提案するとともに、しまおや講座において、引き続き親子一緒に本に親しむことの大切さを伝えます。このほか、ペアレントサポーターが、大人向けの読み聞かせ講座「パパとママのための絵本の広場」を開催し、家庭読書を推進します。

また、読み聞かせボランティアの育成や交流を進めるとともに、親子ふれ

あいの場や親同士の交流の場としても期待される読み聞かせボランティアによる公民館等でのおはなし会の開催を支援し、地域での読み聞かせ活動を促進します。

ウ　青少年育成支援センター運営協議会の運営

地域の子供は、地域で見守り育てるため、育成補導委員による補導活動や育成活動として実施する登校時のあいさつ運動を推進するとともに、各小学校で実施している「子どもをまもる110番の家」の設置支援を行います。また、インターネット上に潜む危険から子供を守るため、市内小中学生を対象にネットパトロールを実施します。

エ　「島田市こども計画」の推進

子供から若者までの幅広い年齢層を対象とした総合的な支援計画として、令和６年度に策定した「島田市こども計画」の推進を図り、関係機関と連携しながら青少年の適切な育成支援に努めます。

オ　子ども・若者支援地域協議会の運営

「島田市子ども・若者支援地域協議会」の実務者のための研修や情報交換等を定期的に開催するとともに、Webページの充実や支援マップの作成など、関係各課と協力して、相談窓口の支援体制の強化に努めます。

また、青少年相談窓口を開設し、相談対応を行うとともに、家族向け講座「みなと島田カフェ」や県との共催事業である合同相談会等を開催し、ひきこもりや不登校の子供・若者やその家族等の悩みを受け止め、必要な支援につなげます。

さらに、要保護児童対策地域協議会など関係機関とのネットワークを充実させるとともに、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制の強化を進めます。

カ　青少年育成事業の推進

日常生活での地域社会との関係性が薄れつつある中で、自然とのふれあいを通じて異年齢で構成された集団活動を行い、青少年の自主性や連帯性、社会性などを培うとともに、郷土への愛着心を醸成し「地域に貢献できる人づくり」を継続的に推進します。

・少年育成教室「しまだガンバ！」
・青少年リーダー養成講座「はばたけリーダー！」
・青年ボランティア講座
・子ども会連合会への支援

キ　学校・家庭・地域の連携による教育支援事業

○放課後子供教室の開催

放課後を利用して、様々な体験の機会を提供するとともに、安全・安心な居場所づくりを進め、心豊かでたくましい子どもを地域全体で育むため、地域住民や学校の協力を得ながら放課後子供教室を開催します。

○地域学校協働本部事業

地域全体で子供たちの学びや成長を支えるため、市内全小中学校に地域学

校協働活動推進員（コーディネーター）を配置し、地域と学校が相互にパートナーとなって、連携・協働した様々な活動（地域学校協働活動）を推進します。

また、学習支援「しまだはつくら寺子屋事業」については、引き続き初倉小学校、初倉南小学校の児童を対象に、夏休み前及び３年生を対象とした水曜日の学習会を開催するとともに、中学校に進学してからのつまずきを防ぐため、夏休み中に６年生を対象とした学習会を開催します。

ク　はたちの集いの開催

はたちを迎える若者の社会人としての責務や自覚を促すとともに、郷土愛を育み、今後の島田市を担う意識付けを行うため、一堂に集う式典を開催します。

○事務事業評価シートの目標数値

区分		単位	令和７年度 目標	令和６年度 実績
事業の実績（ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ）	家庭教育学級生数	人	676	732
	初めて０歳児を持つ親の講座申込者数	人	96	92
	子育て広場開催回数	回	15	15
	絵本の広場開催回数	回	2	2
	家族向け講座「みなと島田カフェ」開催回数	回	3	3
	少年育成教室「しまだガンバ！」実施回数	回	7	7
	放課後子供教室実施回数	回	25	25
	地域学校協働活動推進員人数	人	20	25
事業の成果（ｱｳﾄｶﾑ）	家庭教育講座参加実人数	人	1,961	1,972
	家庭教育学級の参加率	%	70.0	70.0
	初めて０歳児を持つ親の講座で「とても満足」の回答割合	%	95.0	93.2
	子育て広場参加延べ人数	人	550	536
	絵本の広場参加延べ人数	人	30	22
	家族向け講座「みなと島田カフェ」参加延べ人数	人	30	15

	中学生になった時に、青少年リーダーとして活動に参加したいと回答した児童の割合	%	60.0	54.2
	放課後子供教室に参加して「とても楽しかった」と回答した参加者の割合	%	75.0	62.0
	地域学校協働本部事業等ボランティア活動延人数	人	2,300	2,286

＊令和６年度実績は、見込みの数値です。

【令和７年度目標達成プラン】

・子育て学習推進事業について、講座の内容を見直し、参加者数の増加を図ります。
・学校、家庭及び地域の連携による教育活動の充実を図るため、青少年健全育成事業、放課後子供教室、はつくら寺子屋事業、地域学校協働本部事業を推進します。
・県共催の合同相談会や、みなと島田カフェ（家族教室）、ゆったり座談会、講演会（研修会）を充実させて実施し、困難を有する子供・若者やその家族の支援につなげます。

資料４

令和７年度　島田市社会教育委員　活動（予定）

１　島田市社会教育委員の会議（案）

⑴　会議を４回程度開催する。

⑵　令和７年４月に教育委員会に提出した「島田市における公民館の今後の在り方について」の答申書の根幹となる「人と人がつながる公民館」としての機能の充実を図るための施策について検討・協議する。

⑶　社会教育の発展に寄与するための新たな活動テーマを定め、調査研究を行う。

	日程（案）	時 間	会　　場
第１回	５月 14 日（水）	午後７時	プラザおおるり
第２回			
第３回			
第４回			

２　県・中部地区等社会教育委員連絡協議会関係（見込）

行　事　名	日程(案)	会　場	出席者
県社会教育委員連絡協議会 会計監査・第１回理事会	５月 14 日(水)	静岡市	議長
中部地区社会教育委員連絡協議会 第１回役員会・総会	５月 21 日(水)	川根本町 (川根本町役場)	議長・ 副議長・ 事務局
県社会教育委員連絡協議会 総会・研修会	６月 13 日(金)	静岡市 （あざれあ）	議長・ 事務局
中部地区社会教育委員連絡協議会 志太地区社会教育委員研修会	７月 10 日(木)	焼津市	全委員・ 事務局
中部地区社会教育委員連絡協議会 第２回役員会	８月	御前崎市	議長 事務局
県社会教育委員連絡協議会 第２回理事会	９月 10 日(水)	静岡市	議長

行　事　名	日程(案)	会　場	出席者
中部地区社会教育委員連絡協議会 合同研修会	11月12日(水)	焼津市	全委員・ 事務局
関東甲信越静社会教育研究大会	11月20日(木) ～21日（金）	神奈川県横浜市	議長・ 事務局
県社会教育委員連絡協議会 第３回理事会	12月10日(水)	静岡市	議長
社会教育関係者研修会	２月	中部地区	全委員 （希望者）
県社会教育委員連絡協議会 第４回理事会	３月11日(水)	静岡市	議長
中部地区社会教育委員連絡協議会 第３回役員会	３月	御前崎市	議長

３　県教育委員会関係

行　事　名	日程	会　場	出席者
社会教育基礎研修	７月４日（金）	静岡県立 焼津青少年の家	新任委員等
社会教育実践研修	未定	未定	新任以外の 委員等

４　島田市社会教育課関係

行　事　名	日程	会　場	出席者
はたちの集い	１月11日(日)	総合スポーツセンター(ﾛｰｽﾞｱﾘｰﾅ)	全委員

資料５

令和７年度社会教育基礎研修（中西部）実施要項

１　趣旨

社会教育委員や社会教育行政に携わる職員等を対象に、社会教育の理念・制度・現状及び今後の業務に必要な基礎的知識を学ぶ機会を提供する。

２　日時

令和７年７月４日（金）午前 10 時 00 分から午後３時 30 分まで

３　会場

静岡県立焼津青少年の家　２階　音楽室（住所：焼津市石津 2259-408）

４　対象

社会教育委員、社会教育関係者、市町生涯学習・社会教育関係職員等（公民館・生涯学習施設・青少年教育施設等職員含む）

５　日程

時刻	社会教育委員	社会教育関係職員
９:45～10:00	受付	
10:00～10:20	開講（挨拶･諸連絡）	
10:20～11:50	講義 「新しい時代を切り拓く社会教育の可能性」 講師　常葉大学教育学部生涯学習学科　教授　猿田　真嗣　氏	
11:50～13:00	昼休み	
13:00～13:35	実践発表① 「富士宮市の社会教育行政について」 実践発表者　富士宮市教育委員会社会教育課　本多　佑己　氏	
13:35～14:10	実践発表② 「磐田市の社会教育について」 実践発表者　磐田市社会教育委員会　副委員長　三輪　邦子　氏	
14:10～14:20	休憩	
14:20～15:20	意見交換会 「地域住民との効果的なコミュニケーションについて」	グループワーク 「日常業務における課題とその解決策について」
15:20～15:25	アンケート記入	アンケート記入
15:25～15:30	閉講（諸連絡）	閉講（諸連絡）